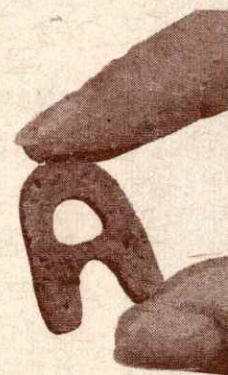


# きらりとマクマク

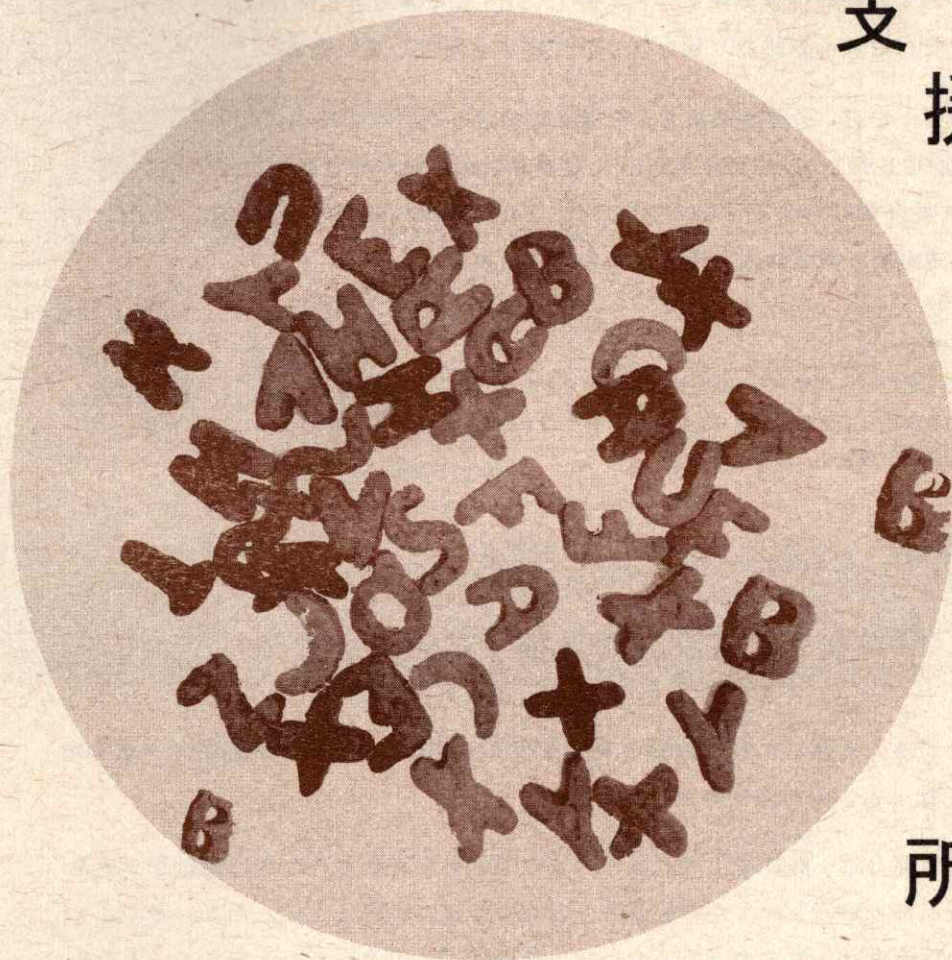
第26号

特集

就 労 継 続 支 援



型 事 業 所



障害者雇用で働く人は毎年増えており、厚生労働省は現在の法定雇用率（企業が雇わなければならない障害者の割合）も現在の雇用率 2.3%から令和 6 年 4 月には 2.5%、令和 8 年 4 月からは 2.7%に引き上げることを決めました。

障害者雇用が拡大すると同時に、その働き方や職場は多様化してきています。

そこで今回から「多様な職場シリーズ」として障害者雇用の職場（形態）を取り上げていきます。第 1 回目は「就労継続支援 A 型事業所」についてです。

## 概要

### 就労継続支援 **A** 型（雇用型）とは？

就労継続支援 A 型（以下、A 型）事業は、障害者総合支援法を根拠として提供される障害福祉サービスの 1 つです。全国におよそ 4000 ヶ所設置されています。（2022 年現在）障害や難病があり、一般企業で働くことが難しい 65 歳未満の方に雇用契約を結んだ上で、必要な支援を受けながら継続して働けるような職場を提供しています。

雇用契約に基づくので、労働基準法および最低賃金法（大阪府の場合 2022 年 10 月から 1,023 円）が適用されます。2020 年度の A 型事業所の月額平均賃金は全国平均で 79,625 円、大阪府平均では 81,743 円でした。また、有給休暇の付与もあり、勤務条件によっては、雇用保険、健康保険や厚生年金の加入対象となります。

#### A 型の利用対象者例

- (1) 就労移行支援を利用したけれど、一般企業には就職できなかった
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動をしたけれど、就職できなかった
- (3) 就労経験はあるが、離職し、現在は働いていない

・ 65 歳未満  
・ 雇用契約締結

・ 最低賃金以上  
(大阪府 1023 円 2022 年現在)

## 違い

### **A** 型事業と一般就労や B 型との違いって？

ハローワークで求人検索をすると A 型の求人も多く出てきます。では一般就労や就労継続支援 B 型と比べると何が違うのでしょうか。

労働時間や賃金面では一般就労とそれほど大きな差はありません。A 型は福祉サービスのため、支援があるかどうか、が一般就労との大きな違いと言えます。ただ、どのような支援がどの程度受けられるのか、については事業所ごとに違っていますので、そのあたりも応募に際してはよく確認しておく必要があります。

それぞれの比較を一覧にしてみました。右の表をご確認ください。

## **A** 型と一般就労と B 型の比較

種類	A 型	一般就労	B 型
労働時間	週 20 ～ 30 時間が平均的	週 20 ～フルタイム	(訓練時間) 柔軟に相談可能
賃金・社会保険	最低賃金以上 (時間数により社会保険加入)	最低賃金以上 (時間数により社会保険加入)	活動に応じて工賃が支払われる (大阪の平均月 12,142 円)
支援体制	支援員がいるので、支援を受けながら働くことができる	支援担当専門の人は少なく、何かあれば相談する場が多い	支援員がいるので、支援を受けながら働くことができる。
採用面接の有無	あり	あり	なし
役所への申請	あり	なし	あり
利用料の有無	かかる場合あり	なし	かかる場合あり
交通費	事業所によるが、一般就労よりも上限が低めな印象	職場による	原則なし (送迎があるところもある)

※あくまで代表例です

A 型は一般就労と同じように雇用契約を結び、就業規則を守って賃金をもらう、という面と、仕事や生活、体調について相談しながら働く、という福祉サービスの面があります。そのため仕事をするにあたって、「日頃から支援員がいる環境がいい」「健常者の中で働くのは不安」といった思いがあるのであれば A 型をご検討されても良いでしょう。

ただ、A 型と言っても、事業所によって仕事内容や支援内容は違ってきます。

A 型をステップアップとして利用し、ゆくゆくは一般就労を目指したいと考えている方は、こうした支援をしてくれる事業所かどうかについても確認してみましょう。

多くの A 型は応募前の問い合わせや見学を受け入れており、体験利用が可能なところもありますので、そうした機会を通じて自分に合った職場なのかどうかを考えてみるのも、おすすめです。

## A型事業所を 取り巻く状況

### A型利用者大量解雇問題

2006年にA型事業が始まってから事業所の数は激増しました。特に、株式会社などの営利法人からの参入が急増し、A型全体の6割近くになっています。

事業所の数が増えていく中、2017年以降、利用者の大量解雇を行うA型が出てきました。背景としてはこの年に「利用者への賃金を訓練等給付費（国や市から入るお金）から支払ってはいけない」という厚生労働省からの通知があった影響で、それまで十分な事業収入を得ずに、給付費から賃金を支払っていたA型事業所は事業継続が困難になったためです。

その後もA型事業所の数は増加していますが、以前ほどではなくなりました。

### スコア方式の導入

このような問題がきっかけとなり、それまで主に「1日の平均労働時間」の長さだけで評価されていたA型でしたが、2021年より、評価項目に

- ・健全な経営ができているか
- ・働きやすい環境を整えているか
- ・支援者の質の向上に取り組んでいるか
- ・地域に根ざした活動ができているか 等

が追加されました。この内容（スコア表といいます）は公表の義務があるため、A型事業所のホームページなどで公開されています。それだけで断言はできませんが、スコア表の点数が高い＝いい事業所という目安のひとつにはなります。

そのためこれから利用しようと思う方にとっては、スコア表の内容や点数を参考に事業所選びをすることができます。

### おしごと相談 コモドチャット



アンダンテ就労ステーションでは、LINEでの相談を行っています。病気や障害をお持ちの方や自宅からなかなか出づらの方などを対象に、働くことについての相談を無料で行っております。興味のある方はLINEより「友だち追加」をお願いします。



バックナンバーはこちらから



きらりとてくてく

検索

## 次号予告

次号は「特例子会社」をテーマにする予定です。